

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年2月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第67号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項後段中「物品出納員は」の右に「、別に定める物品取扱員の指定に係る一覧表を作成し、その写しを」を加え、「解こうとする」を「解いた」に、「の承認を受けなければ」を「及び会計管理者に提出しなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項前段の規定により指定を受けた者は、当該指定を受けている間、別に辞令を用いることなく、物品取扱員を命じられたものとする。

第12条中「、分任物品出納員及び物品取扱員」を「及び分任物品出納員」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会計室)